

令和6年かすみがうら市教育委員会10月定例会 会議次第

日時 令和6年10月29日(火) 午前9時～
場所 霞ヶ浦コミュニティセンター 研修室2

1 開会

2 あいさつ

3 教育長報告

4 議題

- (1) 議案第25号 令和6年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(令和5年度対象)
- (2) 議案第26号 かすみがうら市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第27号 かすみがうら市小学校、中学校及び義務教育学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について
- (4) 議案第28号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第29号 かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第30号 かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第31号 かすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について

5 その他

- (1) 令和7年度茨城県立高校入試Web出願について
- (2) 図書館開館時間の変更について
- (3) 富士見塚古墳公園展示施設の廃止について
- (4) その他

6 閉会

令和6年かすみがうら市教育委員会10月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和6年10月29日（火） 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時10分
- 2 開催場所 霞ヶ浦コミュニティセンター 研修室2
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一（教育長職務代理者）
委員 坂本雅子
委員 梶本 梓
委員 松信亮平
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 加藤洋一
学校教育課長 斎藤隆男
生涯学習課長 乾文彦
スポーツ振興課長 由波大樹
生涯学習課副参事（兼）学校教育課副参事（兼）スポーツ振興課副参事 福島真
教育指導室長 坂本篤也
歴史博物館 資料担当係長 大久保隆史
図書館長 鈴木教男
学校教育課 課長補佐 中村基紀（書記）
学校教育課 総務担当 永谷 恵（書記）
- 6 議題
 - （1）議案第25号 令和6年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（令和5年度対象）
 - （2）議案第26号 かすみがうら市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
 - （3）議案第27号 かすみがうら市小学校、中学校及び義務教育学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について
 - （4）議案第28号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
 - （5）議案第29号 かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
 - （6）議案第30号 かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部

を改正する規則について

(7) 議案第31号 かすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について

7 その他

- (1) 令和7年度茨城県立高校入試Web出願について
- (2) 図書館開館時間の変更について
- (3) 富士見塚古墳公園展示施設の廃止について
- (4) その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、
よろしくお願いいたします。

教育長 おはようございます。
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成
立いたします。
これより、令和6年かすみがうら市教育委員会10月定例会を開催いた
します。
最初に、事前に送付いたしました9月定例会の会議録について、稲生委
員より訂正のご連絡がありました。つきましては、会議前にお配りしまし
た資料のとおり、校正してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームペー
ジへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき10～11月の教育長動静について報告)

教育長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたし
ます。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 特にございませんか。
無いようでしたら、議事に入ります。

議案第25号「令和6年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（令和5年度対象）」を議題といたします。

教育部長より、説明をお願いいたします。

教 育 部 長

議案第25号、資料4ページです。令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和5年度対象でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、かすみがうら市議会に別紙のとおり提出したく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の資料でご説明いたします。まず、資料の1ページをご覧ください。

趣旨としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表するものです。

今回の点検評価の対象となりますのは、令和5年度の事業となっております。

点検評価の方法といたしましては、教育委員会事務局が行った自己点検評価に対し、学識経験者3名の事務点検評価委員より、ご意見・ご助言をいただきました。

会議は全3回開催しており、1回目の8月8日では、事務点検評価委員に対し、各担当課より自己点検評価の結果説明及び質疑応答を行い、2回目となる9月20日には、事務点検評価委員より各施策に対するご意見をいただきました。3回目の10月11日には、評価委員より各担当課への意見及び事務点検結果の講評をいただいております。

資料の2ページから5ページにかけては、点検した事業の一覧でございます。また、7ページから10ページまでが教育委員会の活動状況について、11ページから62ページまでが、各施策の取組内容、課題と今後の方向性、内部評価の結果、さらに63ページから68ページ中段までが、事務点検評価委員の意見を記載したものでございます。68ページ中段以降は、事務点検評価委員より各担当課への意見及び事務点検結果の講評をいただいた内容となっております。

今後、点検評価結果に関する報告書は、議会に提出するとともに、ホームページに公表する予定です。

説明については、以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

稲 生 委 員

会議に出席する前にこちらの資料を読ませていただきまして、よくまとまっているなと感じました。私自身は委員3年目ですが、読んでいて教育委員会全体の活動をまだ把握できていないところがあると思いました。細かい所を挙げていくことは時間的に難しいのですが、例えば22ページの心と体の育成、生徒指導の充実のページですが、実績資料でいじめの認知件数及び不登校児童生徒数が小学校中学校共に増加しています。学校・教育委員会を挙げて取り組んでいても難しい問題だと思いますが、今後の方向性として、対応する人の数を増やすなど、各部署を上手く使いながら対応していかなければならないと思っています。現職の時、またひたちの広場に勤めていた時に、不登校の子ども達や保護者から、いじめなどの相談

を受けていましたが、なかなか良い方向性が見いだせないでいました。特にコロナを過ぎてから増加傾向にあるようですので、なんとかいい方向に行ってほしいなと思っています。

しかし認知件数が増えていること自体が、悪いことではないと思います。問題に対する認識が広がって、今まではそう思われなかったことが「こういうことはじめだね」と改めて認知されるようになったということです。件数が増加しているという数字は、対応している学校や部署が一度立ち止まって、自分たちの指導を振りかえる機会にも出来ると思います。この点検評価の報告を読みながら、そういったことを改めて感じました。

またもうひとつ、50ページの生涯学習の資料におきまして、人材バンクの登録者数が減ってしまっていて、これについても何か良い手立てがないか、考えていました。将来的なことを考えた時に、いろいろな活動を多彩に行うためには、そういう人を増やしていく必要があるものの、思うようには増えていかない問題があるな、と感じました。

また、素晴らしいと思ったのは、56ページのスポーツレクリエーションについてです。利用者数が増えてしまっていて、これはスポーツ活動に需要があるということだと思います。しかし需要に反して、施設の老朽化の問題があり、活動の幅が狭められてしまっているのではないかという矛盾も感じました。

以上、報告書を読ませていただいた感想を述べましたが、市全体を挙げて課題に取り組んでいただいて、市民のニーズに応えていただきたい、と思いました。

教 育 長

ありがとうございました。今後の方向性と課題については、よく吟味して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それ以外には、いかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑が無いようですので、議案第25号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第26号「かすみがうら市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局スポーツ振興課より、説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長

資料6ページをご覧ください。議案第26号についてご説明します。かすみがうら市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

7ページから8ページの別表第2の新旧対照表をご覧ください。第1常陸野公園野球場、わかぐり運動公園テニスコート、第1常陸野公園テニスコートの共用時間について、かつこ内のただし書き「12月1日～3月31日までは午後5時まで」の記載を削除し、通年夜間利用ができるようにするものです。霞ヶ浦地区にある多目的運動広場のテニスコートは、現在通年夜間利用できることから、市管理のテニスコートの共用時間の統一化

を図るとともに、スポーツ施設の利便性の向上と、利用者のさらなる拡充を図るため、利用規則の一部改正を行うものです。

説明は以上となります。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第26号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第27号「かすみがうら市小学校、中学校及び義務教育学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について」から、議案第31号「かすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」は、関連する議案ですので、一括して議題といたします。
事務局学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長 資料9ページをお願いします。議案第27号、かすみがうら市小学校、中学校及び義務教育学校教職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

この規程の一部を改正する訓令についてですが、常時50人以上の教職員を使用する学校においては、衛生管理者の選任、産業医の選任、衛生委員会の設置が労働安全衛生法上義務となります。これは、学校を一つの事業所としてみなしており、市内学校においても該当する学校が生じたことから併せて部分的な文言の修正を含め一部改正するものです。なお、産業医を委嘱することに関連しまして、議案第28号から議案31号の各規則、規定も併せて一部改正いたします。

資料12ページからの新旧対照表をご覧ください。第2条では、教職員の定義を変更しました。県費職員のみを対象とするのではなく、各学校に配置しているALTや市の会計年度任用職員等の職員も対象となるように変更するものです。第3条、学校長の責務については文言の調整をしました。第4条については50人以上となる場合は、衛生管理者の選任が必要となることから衛生推進者という文言を、衛生管理者又は衛生推進者と変更します。続きまして第5条、衛生推進者については第6条に1条繰り下げ、新しく第5条に衛生管理者を置くことについて加えております。続いて14ページに移りまして、第7条には産業医を置くことについて加えております。第8条には前3条に掲げました、衛生管理者、衛生推進者、産業医の者の職務について加えております。第9条には学校衛生委員会の設置について加えております。改正前の第6条以降はそれぞれ4条ずつ繰り下げしております。第8条学校産業医等を第12条で産業医等に修正しました。

最後に附則において改正規定の施行日ですが、令和6年11月1日からとしております。この改正規定の訓令並びに、議案第28号から第31号の改正を経て、速やかに産業医の選任等手続きを進めてまいります。

続きまして、資料１６ページをお願いします。議案第２８号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について」です。

先ほどの学校教職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令において、産業医の配置について規定をいたしました。これに伴い、学校医や学校薬剤師と同等の資格を有する者の配置となることから、教育委員会が委嘱することするため第２０条の「及び学校薬剤師」を「学校薬剤師及び産業医」に変更し、産業医を追加して規定するものとなります。

改正規則の施行日は先ほどの議案第２７号の改正訓令と同じく令和６年１１月１日からとしております。

続いて資料１８ページをお願いします。議案第２９号「かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」でございます。

資料１９ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容は、太字で表示しておりますとおり「及び学校薬剤師」を「学校薬剤師及び産業医」に変更するものとなります。先ほどの議案第２８号の学校管理規則の改正と同じ理由により改正するものとなります。

改正規則の施行日は、先ほどと同じく令和６年１１月１日からとしております。

続いて、資料２１ページをお願いします。議案第３０号「かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」でございます。

資料２２ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容は、先ほどと同じく太字で表示しておりますとおり「及び学校薬剤師」を「学校薬剤師及び産業医」に変更するものとなります。先ほどの議案第２８号の学校管理規則の改正と同じ理由により改正するものとなります。

改正規則の施行日は、先ほどと同じく令和６年１１月１日からとしております。

続いて、資料２３ページをお願いします。議案第３１号「かすみがうら市立学校処務規定の一部を改正する訓令について」でございます。

資料２６ページの新旧対照表をご覧ください。産業医を配置するに伴い、「産業医執務記録簿」を保存文書の種類として追加するものとなります。新しい文書を１３号として追加し、以前の１３号から１６号を１号繰り下げる改正となっております。

改正訓令の施行日は、先ほどと同じく令和６年１１月１日からとしております。

説明は以上です。

教 育 長

説明ありがとうございます。こちらの該当校は、下稲吉小学校と、他にもありますか。

学 校 教 育 課 長

下稲吉小学校、下稲吉中学校、千代田義務教育学校の３校です。

教 育 長

わかりました。ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

稲 生 委 員

初歩的な質問となってしまうのですが、学校医と産業医の違いとは、何でしょうか。

学 校 教 育 課 長

まず学校医といえますのは、通常の内科医等を教育委員会から委嘱しまして、児童・生徒の健康診断や健康相談に対応いただくものとなります。

職場に置くとされる産業医につきましては、市でも産業医を置いているのですが、労働安全基準法で規定されているという点が、まず学校医との違いとなります。また産業医となれる方は、認定講習を受けた資格のある方しか産業医を名乗ることが出来ません。お医者さん全てが産業医となれるわけではなく、メンタルヘルスの相談や、通常健康診断の結果を見ての成人病などの定期的な相談・面接を設ける、といったところが、学校医と産業医の違いとなります。

稲生委員 わかりました、ありがとうございます。

教 育 長 それ以外はいかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第27号から議案第31号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号から議案第31号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

稲生委員 29ページの生涯学習課の報告にありました青少年相談員についてですが、先ほどの点検評価の報告書において、令和5年度の参加率が低いようでしたが、現在青少年相談員は何人いるのでしょうか。

生涯学習課長 すみません、少し確認いたします。

教 育 長 それでは、暫時休憩とします。

(休憩 午前 9時50分)

(再開 午前 9時52分)

教 育 長 では、会議を再開いたします。

生涯学習課長 青少年相談員につきましては、現在40名となっております。

稲 生 委 員 先ほどの話に戻って申し訳ないのですが、点検評価の報告書の中の41ページを見ますと、青少年相談員の出席率が毎年減っている傾向にあります。こちらは、青少年相談員のパトロール回数が増えていることが、相談員の負担になっている可能性があるのかなと感じまして、どういう現状なのか、お聞きしたいと思いました。夕方子ども達が集まる場所などを、しっかり見て回ってくれているのだと思いますが、令和3年度は86パーセント、4年度は58パーセント、5年度が55パーセントでしたので、このペースですと令和6年度は50パーセントを下回ってしまうのではないかと思います、相談員の負担が大きいのではないかな、という感想を抱きました。

教 育 長 ありがとうございます。なかなか難しいところだとは思いますが、生涯学習課長、いかがでしょうか。

生涯学習課長 活動の状況ですが、巡回指導は年間の割り振り表ができておりまして、各回4名ずつ、もし都合が悪い場合には相談員同士で連絡を取って交代するという形で、こちらは毎回4名に出席いただいています。その他のイベント関連の当日や準備など、いろいろな行事を実施していきまして、平日に行う場合もあり、そこらはなかなか都合がつかず出席できない方がいる状況にあると思っています。相談員のメンバーには、学校の父兄や学校関係者も入っているのですが、やはりどうしても時間的なところで、都合がつかないという所があると思いますので、今後について、どのようにすれば出席率が上がるのかという課題があると思います。

稲 生 委 員 活動しやすいような環境を整えていただけると、継続してやっていただける方も増えると思いますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。それ以外は、いかがでしょうか。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 それでは続いて、その他の事項に移ります。

9月の定例会で話題になりましたが、「令和7年度茨城県立高校入試Web出願について」、学校教育課教育指導室より説明をお願いいたします。

教育指導室長 それでは、ご説明いたします。別紙の資料をご覧ください。

「令和7年度茨城県立高校入試Web出願に関するリンクのページ」については、県教育委員会ホームページにある案内となります。裏面のリーフレットについては、各学校で夏の面談の時に、9年生の保護者に配布しているものとなります。

表面の資料で出願の流れをご説明いたします。手続き方法については、それぞれ動画で見ることが出来るようになっていきます。簡単に説明します

と、②利用者登録として、まずは「いばらき電子申請サービス」に利用者登録をします。続いて③志望者情報の登録として、こちらがどこの高校の何科を受ける、という手続きとなります。こちらを行いますと、④入学願書のダウンロードと印刷ということで、保護者が入学願書と、調査書の交付依頼用紙というものを2枚、ダウンロード・印刷ができるようになります。そしてその印刷したものを、⑤で中学校へ提出してもらいます。そうしますと中学校で調査書を用意しまして、調査書と入学願書をそれぞれの高校へ提出し、出願となります。出願が終わりますと、⑥受験票のダウンロードと印刷となり、保護者が各自で受験票を印刷できるようになります。今までですと、中学校の教員が出願をした際に高校から受験票をもらってきて、それを生徒へ配付していたのですが、今年からは出願をすると、その後インターネット上で受験票がダウンロードできるという仕組みになっております。

裏面のリーフレットをご覧ください。変更①として、インターネットを利用した出願が行われます、と説明されています。その下に四角で囲ってあるところに、Web 出願練習入力期間として、12月2日から1月3日まで、練習期間がとられております。こちらは、保護者の方がシステムを使って出願の練習をする期間となっております。その後、本番の志望者情報入力は、1月8日から1月29日に行ってもらようになります。その後2月6日・7日に出願を行う、という手続きとなっております。

あわせてもう一点今年度の変更がありまして、学力検査の時間割が変更となります。これまでは英語の時間が最初で、筆記と聞き取りが同じ問題用紙に入っていたのですが、それぞれ筆記テストと聞き取りテストに分けて行われるようになります。リスニングで不都合が起きた時に、対応しやすくするための変更でございます。

説明は以上となります、よろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。これは、Web 出願ができない場合の対応はどうなりますか。

教育指導室長

各学校で対応いただくことになると思います。スマートフォン等でも出願の手続きはできるのですが、その後の印刷についてどのような方法が取れるかが、今後課題となってくると思います。

教 育 長

わかりました。そういった場合の対応については、教育委員会としても確認を取っていきたいと思います。

ただいまの報告について何かご質問はございますか。

（「特になし」の声あり）

教 育 長

それでは続いて、「図書館開館時間の変更について」、事務局生涯学習課、図書館よりお願いいたします。

図 書 館 長

それでは、図書館開館時間の変更について、別紙の資料をご覧ください。

まず1が現在の図書館条例の規定となっております。2が現在の図書館の開館時間となっておりまして、条例では「午前9時から午後5時まで」となっているところを、条例のただし書き以下の部分を運用し、開館時間の延長を行ってまいりました。

3が茨城県内の図書館の開館・閉館時間をまとめたものとなっております。開館時間については、午前9時から午前9時30分に集中している状

況です。閉館時間については、平日と土日祝日で分けて集計しており、平日は主に午後6時と7時に集中しており、土日祝日は午後5時と6時に集中している状況となっております。

次のページの4、時間別人数ですが、こちらは図書館本館の来館人数をまとめたものです。資料の見方ですが、令和5年度を例にとりますと、9時から17時は1時間ごとの人数で15.4人、17時から18時の来館者数は9.9人、18時から19時の来館者数は7.1人、19時から20時の来館者数は4人となっており、18時以降の利用者数が少ないと考えております。

この度開館時間を変更します理由は、当初の開館時間を延長した目的が、仕事帰りの勤労世代や下稲吉・千代田地区の住民など、図書館の新しい利用者を開拓し、入館者と貸し出し冊数を増やすために行っております。しかし、令和5年度の午後6時から8時までの平均来館者数は11人程度、また令和2年3月より図書館本館及び分館の図書を下稲吉コミュニティセンターに配送し受け取ることが出来るサービスを開始し、令和4年度の実績で貸し出し冊数が1,160冊、令和5年度で1,385冊が利用されており、年々利用者に認知され増加傾向にあります。つきましては、当初の目的の開館時間の延長をしても利用者が少ないこと、および下稲吉・千代田地区の住民には別のサービスで図書の貸し出しが可能となっているため、来年4月から開館時間を、平日・土日祝日ともに午前9時から午後6時までに変更したいと考えています。

市民への周知方法ですが、広報誌掲載を1月と3月の2回程度行い、あわせてホームページ掲載等を予定しております。また、次回の教育委員会11月定例会において、図書館条例の改正についての議案を提出したいと考えております。

説明は以上となります。

教 育 長

ただいまの報告について何かご質問はございますか。

(「特になし」の声あり)

教 育 長

それでは続きまして、「富士見塚古墳公園展示施設の廃止について」、生涯学習課よりご説明をお願いいたします。

生涯学習課長

本日は歴史博物館長が欠席ですので、私から説明させていただきます。その他資料の「富士見塚古墳公園展示施設の廃止について」をご覧ください。

当施設については、平成6年に建築されたものですが、公共施設マネジメント計画第2期計画の廃止対象の施設となっていることから、計画の内容に沿って廃止し、民間活用を図っていくこととなります。

当施設の管理業務等をシルバー人材センターへ委託しているところですが、12月末で委託業務契約が満了となることから、令和7年1月から3月までの休止期間を経て、令和7年3月31日をもって廃止し、公募等の手続きにより民間活用の方向性を模索していくこととします。

なお、当該計画については、本年12月から市民によるパブリックコメントが計画されており、その結果を踏まえて廃止されるものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、資料2枚目の「3. 廃止に向けたスケジュール」に記載してありますとおり、10月31日の部長会議での説明、11月11日に市議会文教厚生委員会での説明、11月21日の市

議会全員協議会での説明を経まして、12月末で休止をしまして、休止期間中に法令を審査しまして、令和7年3月の議会で条例廃止議案を上程し、3月末で閉館とする予定でございます。

資料を戻っていただきまして、1ページ目に「かすみがうら市公共施設マネジメント計画 第2期計画」の概要を記載しておりますが、そこに計画の必要性についてとして記載しております、「生産年齢人口の減少による税収の減少、高齢者人口の増加による扶助費の増加に伴い、公共施設への投資は、困難になっていきます。現実的に市有施設の全てを維持することはできません。」ということで、財政的な条件の下で、今回廃止されることとなっておりますことを、申し添えさせていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの富士見塚古墳公園展示施設の説明について、何かご質問はございますか。

（「特になし」の声あり）

教 育 長 それではその他、報告事項又は質問等がありましたらお願いします。

（「特になし」の声あり）

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
次回の教育委員会11月定例会は、令和6年11月19日（火曜日）午前9時から、霞ヶ浦コミュニティセンター研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会10月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時10分

- 10 議決事項
- 議案第25号について可決
 - 議案第26号について可決
 - 議案第27号について可決
 - 議案第28号について可決
 - 議案第29号について可決
 - 議案第30号について可決
 - 議案第31号について可決